

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.10.12 第11号



森山山頂からの眺め

**幼稚園保育料／平成19年度から月額7,000円を目処に
保育園保育料／合併後3年以内に国の基準の8割を目処に
新町において調整することとして確認されました**



目次

| | |
|------------------------|------|
| 第12回合併協議会 | P2~5 |
| 合併協定項目一覧表、お知らせなど | P6 |

9月29日、井川町農村環境改善センターを会場に第12回の合併協議会が開催されました。

会議では、継続して協議が行われてきた幼稚園と保育園の保育料について、これまでの協議結果等を踏まえ調整内容を一部修正して提案が行われ、協議の結果、提案どおり確認されました。また、前回提案されている商工観光関係事業、高齢者福祉事業、社会教育事業などについても提案どおり確認されました。

第12回 合併協議会

9月29日に井川町農村環境改善センターにおいて第12回合併協議会が開催されました。

会議では、継続協議となっている学校教育事業などの2項目、前回提案された商工観光関係事業などの3項目の合わせて5項目について協議が行われたほか、電算システム事業など新たに4つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。また、五城目町開発公社に関する決算状況や合併までのスケジュールなどについての説明も行われました。

協議された事項

継続協議となっている2項目のうち、幼稚園や保育園の保育料については、これまでの協議委員の意見等を踏まえ、提案されている調整内容の修正を行い、目標とする保育料

第12回合併協議会の会議の様子

の額を断定的なものから幅を持たせ、新町において決定するとして確認されました。また、前回の会議で提案が行われ、今回協議が行われた商工観光関係事業、高齢者福祉事業、社会教育事業・文化振興事業については、提案どおり確認されました。

協議第34号 学校教育事業・通学区域の取扱いについて

【提案内容】

これまで継続して協議を行っている幼稚園保育料については、月額7,000円とする保育料の額を合併協議会で決定するべきではないとする意見、合併後の住民負担については住民に示しておくべきであるとする意見、最終的には新町の議会などで

決定することや、制度の改正なども考慮して保育料に幅を持たせざるべきであるとする意見などが出されてきました。幹事会などでこれらの意見などを踏まえ検討を行った結果、合併後における住民負担の方向性は示すべきであり、また、目標として掲げる保育料は断定せずに、幅を持たせ新町で議論して決定するべきであるとし、「平成19年度から統一することとし、教材費を含め月額7,000円を目処に新町において調整する。」として調整内容の修正を行い、次のとおり提案されました。

- ① 奨学資金貸付事業については、現行のとおりに新町に引き継ぎ、平成18年度から新たな貸付制度を適用する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりにする。
- ② スクールバス運行及びその委託形態については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ③ 学校給食事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。なお、給食会計は町の一般会計で処理する方向で調整する。
- ④ 英語指導外国青年招致事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ⑤ 幼稚園の管理運営については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。なお、保育料(授業料)については、平成19年度から

- 統一することとし、教材費を含め月額7,000円を目処に新町において調整する。
- ⑥ 心の教室相談員事業については、現行のとおりに3校にカウンセラーを配置する。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ⑧ 町立学校の通学区域については、当面現行のとおりにする。

【協議結果】

修正提案された幼稚園の保育料については、目処として掲げている月額7,000円の根拠が明確とされていないことに対して、一方的であるなどとして反対する意見も出されましたが、平成19年度までの経過期間で各町の状況などに配慮し、新町において幼稚園保育料を月額7,000円を目処として調整するとして、提案どおりの調整内容により確認されました。

協議第36号 児童福祉事業、保育事業について

【提案内容】

前回の会議において、保育園保育料については、引き上げられた場合増収となるが、その増収分が何に使われるのか明確となっていないことや、8割を目処とする調整内容を例えれば6割から8割の範囲として修正できないものかなどとする意見が出

されていましたが、幼稚園保育料の調整内容と同様の考え方により、「合併後3年以内に統一することとし、国の基準の8割を目処に新町において調整する。」として調整内容の修正を行い、次のとおり提案されました。

- ① 誕生祝金、出産奨励金については、合併時廃止する。
- ② 児童館管理については、国庫児童館を町直営管理とし、児童厚生員を配置する。他の地域児童館については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ③ 児童手当、児童扶養手当等、児童福祉事業の国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠し実施する。
- ④ 町立保育園運営については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ⑤ 保育料については、現行のとおりに新町に引き継ぎ、合併後3年以内に統一することとし、国の基準の8割を目処に新町において調整する。
- ⑥ 障害児保育・乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育・保育園地域活動については、民間保育園が実施する場合は引き続き支援し、町立保育園においては現行のとおりに新町に引き継ぎ、実施する。
- ⑦ 地域子育て支援センター事業

は、現行のとおりに新町においても実施する。

【協議結果】

保育園の保育料を国の基準の8割を目処とすることについて、他の合併協議会の調整内容と比較した場合高すぎることを、五城目町、八郎瀧町では本年度保育料の引き上げを行っており、新たな住民負担を求めずともこの増収分で新町でも十分運営しているのではないかと、また、保育園の定員や所得階層などによって国の基準となる保育単価等に違いがあるため、どこの保育園に基準を置くのか明確になっていないなどとする意見が出されましたが、新町の保育料は、合併後3年以内とする経過期間で、国の基準改定や子育て支援制度の変化などを考慮して決定すべきであること、また、基準とする保育園や所得階層毎の保育料のあり方などについて十分な協議も必要とされることから、国の基準の8割を目処とし新町で調整することとして、提案ごとの調整内容により確認されました。また、保育園保育料については、五城目町では議会の議決が必要となる条例に規定し、八郎瀧町、井川町では議決を要しない規則で規定していることから、新町では、議会に保育料改定を議案として提案し、議論するため条例に規定することも確認されました。

協議第41号 商工観光関係事業について

【提案内容】

中小企業者に対する融資については平成18年度から統一し、誘致企業などの奨励措置については新町で新たな制度を定めることとし、産業文化祭については統合して実施することなどとして、次のとおり提案されました。

- ① 中小企業振興資金の融資斡旋については、現行のとおりに新町に引き継ぎ、平成18年度から統一する。
- ② 誘致企業等奨励措置については、五城目町の例を基準に調整し、新町において新たな制度を定める。
- ③ 産業文化祭については、統合して実施する。なお、開催場所は三地区持ち回りとする。
- ④ 全町盆踊り大会については、現行のとおりに実施する。
- ⑤ その他の観光イベントについては、現行のとおりにする。

◆表1参照

【協議結果】

中小企業振興資金に関する協議において、五城目町には利子補給の制度があり、既に貸付を受けている場合の取り扱いについて質問が出されましたが、これについては新町で引

◆表1 中小企業振興資金融資の現状

| 区 分 | 五城目町 | 八郎瀧町 | 井川町 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 保証協会への預託金 | 20,000千円 | 10,000千円 | 10,000千円 |
| 融資限度額 | 6,000千円 | 7,000千円 | 5,000千円 |
| 貸付期間 | 6年以内 | 7年以内 | 5年以内 |
| 平成15年度実績 利用件数 | 13件 | 3件 | 4件 |
| 融 資 額 | 50,700千円 | 11,000千円 | 17,500千円 |

※ 貸付利率 年率2.2%以内。五城目町では貸付利率のうち1.0%分を利子補給している。
※ 保証料 年率1.3%以内。3町とも全額補助している。

き続き措置することが確認され、その他項目についても提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第42号 高齢者福祉事業について

【提案内容】

敬老式は、3地区で行うことや、敬老祝金は平成18年度から対象者などを統一することとし、老人ホーム、在宅介護支援センター、老人福祉センターの管理運営は現行のとおりに新町に引き継ぐなどとして、次のとおり提案されました。

- ① 老人保護措置事業については、現行のとおりに新町に引き

- ②高齢者住宅整備資金貸付については、新町において調整する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。
- ③敬老事業については、次のとおりとする。
- (1)敬老式
- ア. 内容を統一し、3地区で行う。
- イ. 対象年齢は満75歳を目処に、徐々に調整する。
- ウ. 祝い金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から、満90歳に5万円相当の金品、満100歳に10万円相当の金品を贈る。
- (2)金婚式
- 現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。
- ④はり・きゅう・マッサージュ施術費助成については、八郎潟町の例により合併時統合する。
- ⑤老人ホームの管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ⑥在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、平成18年度からは、現在の五城目町基幹型在宅介護支援セン

◆表2 敬老祝金の現状

| 五城目町 | | 八郎潟町 | | 井川町 | |
|---------|------|-------|------|-------|------------|
| 満90歳 | 3万円 | 数え77歳 | 5千円 | 満80歳 | 3万円 |
| 満95歳 | 3万円 | 数え80歳 | 8千円 | 満90歳 | 5万円相当の記念品 |
| 満99歳 | 5万円 | 数え88歳 | 1万円 | 満100歳 | 10万円相当の記念品 |
| 満100歳 | 10万円 | 数え90歳 | 3万円 | | |
| 満101歳以上 | 5万円 | 数え99歳 | 5万円 | | |
| | | 満100歳 | 30万円 | | |

◆表2参照

ターを新町の基幹型在宅介護支援センターとする。

⑦老人福祉センター管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。新町においては八郎潟町老人福祉センターを八郎潟町老人福祉センター、井川町老人福祉センターを井川町老人福祉センターと称する。なお、使用料は現行のとおりとする。

⑧介護予防・地域支え合い事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から内容を統一し実施する。

①公民館の設置及び运营管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。新町においては、五城目町中央公民館を五城目公民館、八郎潟町公民館を八郎潟公民館、井川町公民館を井川公民館と称する。五城目公民館には7つの地区公民館を置く。八郎潟公民館には岡本下台地区地域公民館を置く。井川公民館には29の分館を置く。

②新町に公民館運営審議会を設置し、委員定数は15名以内とする。なお、五城目公民館、八郎潟公民館及び井川公民館には、それぞれ運営協議会を設置する。

【協議結果】
提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第43号 社会教育事業、文化振興事業について

【提案内容】
新町に五城目公民館、八郎潟公民館、井川公民館の3つの公民館を設置し、公民館関係事業については、運営審議会等を設置して新町で調整を行うこととし、また、成人式、町民体育祭は1ヶ所に統合して開催するなどとして、次のとおり提案されました。

【協議結果】
公民館については、拠点となる公民館を設置して日常業務の連携を図るべきではないのか、全町体育祭については、旧町単位による地区体育祭は残すべきではないのか、また、多くの町民が参加できる内容でなければならぬとする意見などがあり、3町における地域に根ざした生涯学習活動などを尊重し3つの公民館を設置することとしたことや、3町の住民がお互いの信頼感や連帯感を育んでいくうえにも、3町合同で体育祭を開催するといった説明が行われました。それぞれの意見や要望については、具体的な調整を行う段階で検討することとし、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

③公民館関係各種事業等については、新町において調整する。

④図書館・図書室については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤成人式については、新町において統合して開催する。

⑥町民体育祭（体育大会）については、新町において統合して開催する。

⑦現在の3町の町指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案された事項

今回の合併協議会で協議される、電算システム事業、納税関係事業、社会福祉協議会の取扱い、障害者福祉事業・その他の福祉事業の4つの案件についての調整案が提案されました。

協議第44号 電算システム事業について

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統合を図り、合併時に稼働できるように調整する。

協議第45号 納税関係事業について

- ① 納税貯蓄組合等については、現行の組織のとおり新町に引き継ぐ。
- ② 納期前納付報奨金については、現行のとおり引き継ぎ、平成18年度から廃止する。
- ③ 口座振替については、新町において実施する。
- ④ 申告受付会場については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

協議第46号 社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら調整に努める。

協議第47号 障害者福祉事業、その他の福祉事業について

- ① 心身障害者居室整備資金貸付については、新町において調整する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。
- ② 障害者訪問入浴サービス事業については、八郎潟町の例により合併時に統合する。
- ③ 身体障害者補装具交付及び修理事業については、国の補助制度で実施する。五城目町の町単独交付制度は合併時廃止する。
- ④ 障害者支援費制度については、国の制度に基づき実施する。
- ⑤ 身体障害者手当については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から廃止する。
- ⑥ ねたきり老人等介護手当については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において実施

主体、実施方法等について調整する。

- ⑦ 福祉医療費については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、乳幼児の所得制限対象者に対する福祉医療費の助成については、八郎潟町の例により調整し、平成18年度から全町を対象とする。
- ⑧ 戦没者追悼式については、統一して一ヶ所で実施する。実施方法については新町において調整する。

その他事項

前回の合併協議会において、委員から五城目町開発公社に関するこ

や合併までのスケジュールについての質問が出されており、今回の会議において、説明が行われました。

五城目町開発公社に関することについて

今後協議を行うため、開発公社の土地取得処分関係、施設毎の職員数、決算状況、観光施設管理運営の今後の方向などについて、決算書などの資料が提出され説明が行われました。

合併までのスケジュールについて

平成17年3月までに3町の議会の議決を経て、県に合併申請するまでの合併協議会の協議の進め方など今後のスケジュールについて説明が行なわれました。

合併までのスケジュール

| | | |
|--------|-------------|-----------------------------|
| 平成16年度 | H16 10月 | 新町まちづくり計画、役場の位置、組織機構などの提案説明 |
| | 11月 | 新町まちづくり計画、役場の位置、組織機構などの協議 |
| | 12月 | 新町まちづくり計画、すべての合併協定項目の確認 |
| | H17 1月 | 新町まちづくり計画の県との協議 |
| 平成17年度 | 2月 | 合併調印 |
| | 3月 | 各町議会で合併議決 県知事へ合併申請書提出 |
| | 4月 | |
| | 5月 | |
| | 6月 | 県議会で合併議決 |
| | 7月 | 総務大臣へ合併届出 |
| | 8月 | 総務大臣告示 |
| 9月 | 町長職務執行者選任など | |
| 10月 | 新町誕生（10月1日） | |

合併協定項目の協議状況

(平成16年9月29日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

| 区分 | No. | 協定項目 | 提案 | 協議 | 確認 | 区分 | No. | 協定項目 | 提案 | 協議 | 確認 |
|-------------|---------------|--------------------------|----|----|--------|------------------------------------|--------------|---------------------|----|----|----|
| 基本的項目 | 1 | 合併の方式 | ○ | ○ | ◎ | 各種 事務 事業 の 取 扱 い | 24 | 電算システム事業 | ○ | | |
| | 2 | 合併の期日 | ○ | ○ | ◎ | | 25 | 広報広聴関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 3 | 新町の名称 | ○ | ○ | ◎ | | 26 | 交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業) | ○ | ○ | ◎ |
| | 4 | 新町の事務所の位置 | ○ | △ | | | 27 | 納税関係事業 | ○ | | |
| | 5 | 財産及び債務の取扱い | ○ | △ | | | 28 | 消防防災関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| 合併特例法による項目 | 6 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 29 | 交通関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 30 | 窓口業務 | ○ | ○ | ◎ |
| | 8 | 地方税の取扱い | | | | | 31 | 保健衛生事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | | (協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 32 | 環境対策関係事業 | | | |
| 9 | 一般職の職員の身分の取扱い | ○ | △ | | 33 | | ごみ収集運搬業務事業 | | | | |
| 10 | 地域審議会 | | | | 34 | | 保育事業 | ○ | ○ | ◎ | |
| すり合わせが必要な項目 | 11 | 特別職の職員の身分の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 35 | 社会福祉協議会の取扱い | ○ | | |
| | 12 | 条例、規則等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 36 | 児童福祉事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 13 | 事務組織及び機構の取扱い | | | | | 37 | 障害者福祉事業 | ○ | | |
| | 14 | 一部事務組合等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 38 | 高齢者福祉事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 15 | 使用料、手数料等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 39 | その他の福祉事業 | ○ | | |
| | 16 | 公共的団体等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 40 | 健康づくり事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 17 | 補助金、交付金等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 41 | 農林水産業関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 18 | 字名の区域及び名称の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 42 | 商工観光関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 19 | 慣行の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 43 | 勤労者・消費者関連事業 | | | |
| | 20 | 国民健康保険事業の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 44 | 建設関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 21 | 介護保険事業の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 45 | 上・下水道事業 | ○ | △ | |
| | 22 | 消防団の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 46 | 学校教育事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 23 | 行政区等の取扱い | | | | 47 | 社会教育(生涯学習)事業 | ○ | ○ | ◎ | |
| | | | | | 48 | 町立学校の通学区域の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | |
| | | | | | 49 | 文化振興事業 | ○ | ○ | ◎ | | |
| | | | | | 50 | コミュニティ施策(施設)事業 | | | | | |
| | | | | | 51 | その他の事業 | | | | | |
| | | | | | 新町建設計画 | 52 | 新町まちづくり計画 | | | | |
| | | | | | | (協議細目) 策定方針の確認 | ○ | ○ | ◎ | | |

第13回 合併協議会開催のお知らせ

日時 平成16年10月18日(月)午後1時
場所 五城目町役場2階正庁
案件等 電算システム事業について
 納税関係事業について
 社会福祉協議会の取扱いについて
 障害者福祉事業、その他の福祉事業について など



協議会はどなたでも傍聴できます

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp